

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成15年3月5日（水）

内閣府障害者施策担当

# 目 次

1. 新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」 の策定について .....	1
2. 市町村障害者計画の策定について .....	2

## 資 料

1. 障害者基本計画の概要 .....	3
2. 市町村障害者計画の策定状況 .....	7
3. 市町村障害者計画策定アドバイザー派遣事業（実施要綱） .....	8

## 参 考

・ 障害者プランの進捗状況（平成13年度末） ～当面緊急に整備すべき目標の進捗状況～ .....	9
---	---

## 障害保健福祉関係主管課長会議資料

内閣府障害者施策担当

### 1. 新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」の策定について

- (1) 我が国では、これまで「障害者対策に関する新長期計画」及びその後期重点実施計画である「障害者プラン」において、障害のある人が障害のない人と同様に、地域で安全に安心して生活できるとの「ノーマライゼーション」の理念の下、障害者施策の推進を図ってきた。
- (2) 両計画はともに今年度に終期を迎えるため、政府では現行計画に替わる新計画を策定することとし、内閣官房長官主宰による「新しい障害者基本計画に関する懇談会」を開催して障害当事者を含む各委員から広く意見を聴くとともに、生活支援、生活環境等の各施策分野毎に、関係省庁による検討チームを設置して検討を重ね、14年12月24日にそれぞれ閣議決定、障害者施策推進本部決定がなされた。
- (3) 15年度から始まる新しい「障害者基本計画」では、現行計画の理念を継承するとともに、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、障害者が社会参加する上での様々な障壁（バリア）を除去するとともに、一人一人の能力が最大限発揮されるよう支援することとしている。
- (4) 今後、障害者施策を効果的かつ総合的に推進するため、都道府県と市町村が更なる連携を図るとともに、各自治体の関係部局や関係機関とのいわゆる横の繋がりを緊密にして、着実かつ円滑な障害者施策の推進に向け取り組みの強化をお願いしたい。

## 2. 市町村障害者計画の策定について

- (1) 平成13年度末における市町村計画の策定状況は、83.7%となっている。これを市区、町村別に見た場合、市区では661団体(96.8%)、町村では2,045団体(80.2%)となっている。

これは、12年度末と比べ、計画を策定した市町村数は増加したものの、人口規模2万人未満の小規模市町村について見た場合、依然として未策定の割合が高い状況にある。

管下に未策定の市町村がある都道府県におかれては、1つの自治体単独での障害者計画の策定が当面困難であっても、他の市町村との連携による「広域計画」の策定や、他の施策分野と併せ「総合計画」として策定する等、早期の計画策定に向けた取り組みを進めるようご配慮願いたい。

- (2) なお、市町村計画が、障害者施策を計画的に推進する上で非常に重要であることを踏まえ、内閣府では13年度より、希望する市町村に対し、計画策定に当たり適切な助言を与えることができる有識者派遣「市町村障害者計画策定アドバイザー派遣事業」を実施している。

「市町村障害者計画策定アドバイザー派遣事業」について、派遣を希望する市町村があれば、内閣府障害者施策担当までご連絡願いたい。

## 障害者基本計画の概要

### 1 計画期間

平成15年度から24年度

### 2 計画の考え方

国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現。

### 3 四つの横断的な視点

施策を推進する四つの横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化。

(四つの視点)

#### ○ 社会のバリアフリー化

- ・ ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化
- ・ ユニバーサルデザインの観点からのまちづくり、ものづくりの推進

#### ○ 利用者本位の支援

- ・ 障害者一人一人のニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた支援
- ・ 多様かつ十分なサービス確保のため企業等の積極活用も含め、供給主体を拡充
- ・ NPOや地域住民団体との連携・協力の推進

#### ○ 障害の特性を踏まえた施策の展開

- ・ 個々の障害の特性に応じた適切な施策の推進
- ・ 現在障害者施策の対象になっていない障害等にも対応
- ・ WHOのICF（国際生活機能分類）の活用方策を検討

#### ○ 総合的かつ効果的な施策の推進

広域的かつ計画的観点からの施策推進、施策体系の見直し等

#### 4 四つの重点課題

重点的に取り組むべき四つの課題を打ち出し、施策を重点化。

(四つの重点課題)

- 活動し、参加する力の向上
  - ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーションの推進
  - ・ 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の推進
  - ・ IT革命への対応
- 活動し、参加する基盤の整備
  - ・ 地域での自立生活を可能とするため、住宅、公共施設、交通等の基盤整備と日常生活支援体制の充実
  - ・ 雇用・就業など経済自立基盤の強化
- 精神障害者施策の総合的な取組  
入院医療中心から、退院・社会復帰を可能とするための地域サービス基盤の整備へ
- アジア太平洋地域における域内協力の強化

#### 5 新規・重点施策

- 啓発・広報
  - ・ 共生社会の理念の普及
  - ・ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進
- 生活支援
  - ・ 身近な地域での相談窓口の総合化とケアマネジメント体制の整備
  - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用促進
  - ・ 障害者本人による政策決定プロセスへの関与等の検討など本人活動の支援
  - ・ 各種障害への対応  
高次脳機能障害、強度行動障害、盲ろう等の重度・重複障害への対応の在り方の検討、難病患者等への支援策の充実等

- ・ 施設サービスの再構築
  - 入所施設は、真に必要な場合に限定。施設は在宅サービスの拠点として位置付け、相互利用、身近で利用できる施設を整備。入所施設については、施設の小規模化、個室化を推進
- ・ サービスの質の向上
  - 第三者機関によるサービス評価の検討、苦情解決体制の周知
- 生活環境
  - ・ ユニバーサルデザインに配慮した生活環境
  - ・ ハートビル法、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の推進
  - ・ 交通安全対策、防災、防犯対策を充実
- 教育・育成
  - ・ 学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などにも対応
  - ・ 関係機関の役割分担の下に適切な支援を行うための個別支援計画を策定するなど一貫した相談支援体制の整備
  - ・ 盲・聾・養護学校、療育機関に専門機能を有する地域センターとしての役割を付与
  - ・ 特殊教育に係る免許制度の改善
  - ・ 福祉、医療、労働など幅広い分野との連携を強化
- 雇用・就業
  - ・ 能力を最大限発揮して働くことができるための条件整備
  - ・ 雇用率制度について、
    - 精神障害者を対象とすることを検討
    - 除外率制度の段階的縮小・廃止
  - ・ 特例子会社制度の積極活用
  - ・ 短時間雇用、在宅就業等の多様な雇用・就業形態の促進
  - ・ ITを活用した雇用の促進
  - ・ 官公需における障害者雇用率達成状況等への配慮の方法を検討
  - ・ 障害者の創業・起業を支援
  - ・ 保健福祉、教育と連携した職業リハビリテーション
  - ・ 職業能力開発における民間教育機関等の活用
  - ・ 雇用の場における人権の擁護

- 保健・医療
  - ・ 精神疾患、難治性疾患等についての関係機関によるサービス提供体制の充実と連携
  - ・ 保健・医療サービス等に関する自主的な情報公開と第三者評価、情報提供
  - ・ うつ対策等の自殺予防対策、思春期や心的外傷体験への相談体制
  - ・ 精神医療における人権確保のための精神医療審査会の機能充実、適正化
  - ・ 心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保
  - ・ 最新の知見や技術を活用した研究開発の推進
  
- 情報・コミュニケーション
  - ・ 情報バリアフリー化の推進  
情報活用能力向上のための人的支援、使いやすい情報通信機器の開発
  - ・ 普及、公共調達において障害者に配慮した情報通信機器の調達に努力等
  - ・ 電子投票の導入
  - ・ IT活用による就業の推進
  
- 国際協力
  - 「アジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されたことを踏まえた対応

## 6 推進体制

- ・ 重点施策実施計画の策定
- ・ 市町村計画の策定支援
- ・ 計画の必要に応じた見直し
- ・ 関係する各種法令の見直し等による将来的に必要な法制的整備について検討

## 市町村障害者計画の策定状況

(14. 3. 31現在)

都道府県	対 市 区 町 村	市 区 町 村 数				構 成 比(%)			
		策定済	策定予 14' 中	定 15'以降	検討中	策定済	策定予 14' 中	予 15'以降	検討中
北海道	211	84	14	20	93	39.8	6.6	9.5	44.1
青森県	67	62	4	0	1	92.5	6.0	0.0	1.5
岩手県	58	54	4	0	0	93.1	6.9	0.0	0.0
宮城県	70	70	—	—	—	100.0	—	—	—
秋田県	69	68	1	0	0	98.6	1.4	0.0	0.0
山形県	44	27	14	2	1	61.4	31.8	4.5	2.3
福島県	90	87	3	0	0	96.7	3.3	0.0	0.0
茨城県	84	54	11	2	17	64.3	13.1	2.4	20.2
栃木県	49	39	7	0	3	79.6	14.3	0.0	6.1
群馬県	70	35	11	4	20	50.0	15.7	5.7	28.6
埼玉県	90	90	—	—	—	100.0	—	—	—
千葉県	79	45	27	4	3	56.9	34.2	5.1	3.8
東京都	62	52	1	4	5	83.9	1.6	6.4	8.1
神奈川県	35	17	4	9	5	48.6	11.4	25.7	14.3
新潟県	111	109	2	0	0	98.2	1.8	0.0	0.0
富山県	35	20	12	0	3	57.1	34.3	0.0	8.6
石川県	41	33	8	0	0	80.5	19.5	0.0	0.0
福井県	35	35	—	—	—	100.0	—	—	—
山梨県	64	64	—	—	—	100.0	—	—	—
長野県	120	115	5	0	0	95.8	4.2	0.0	0.0
岐阜県	99	82	15	1	1	82.8	15.2	1.0	1.0
静岡県	74	74	—	—	—	100.0	—	—	—
愛知県	87	87	—	—	—	100.0	—	—	—
三重県	69	46	23	0	0	66.7	33.3	0.0	0.0
滋賀県	50	50	—	—	—	100.0	—	—	—
京都府	43	35	8	0	0	81.4	18.6	0.0	0.0
大阪府	43	43	—	—	—	100.0	—	—	—
兵庫県	87	85	1	0	1	97.8	1.1	0.0	1.1
奈良県	47	32	15	0	0	68.1	31.9	0.0	0.0
和歌山県	50	37	11	2	0	74.0	22.0	4.0	0.0
鳥取県	39	39	—	—	—	100.0	—	—	—
島根県	59	59	—	—	—	100.0	—	—	—
岡山県	78	63	15	0	0	80.8	19.2	0.0	0.0
広島県	85	78	2	0	5	91.8	2.3	0.0	5.9
山口県	56	53	3	0	0	94.6	5.4	0.0	0.0
徳島県	50	50	—	—	—	100.0	—	—	—
香川県	43	38	4	1	0	88.4	9.3	2.3	0.0
愛媛県	70	51	9	1	9	72.8	12.9	1.4	12.9
高知県	53	43	10	0	0	81.1	18.9	0.0	0.0
福岡県	95	81	10	1	3	85.2	10.5	1.1	3.2
佐賀県	49	21	4	3	21	42.9	8.1	6.1	42.9
長崎県	79	72	5	1	1	91.1	6.3	1.3	1.3
熊本県	94	87	7	0	0	92.6	7.4	0.0	0.0
大分県	58	58	—	—	—	100.0	—	—	—
宮崎県	44	44	—	—	—	100.0	—	—	—
鹿児島県	96	94	1	1	0	98.0	1.0	1.0	0.0
沖縄県	53	44	3	0	6	83.0	5.7	0.0	11.3
合計	3,234	2,706	274	56	198	83.7	8.5	1.7	6.1

## 市町村障害者計画策定アドバイザー派遣事業 (実施要綱)

### 1 事業の趣旨

障害者施策を効果的に進めるためには、障害者基本計画等を踏まえて、施策の計画的かつ総合的な推進を図る必要があるが、そのためには、住民にもっとも身近な自治体である市町村が人的・物的資源や障害者の状況等を踏まえて、創意工夫をこらし、それぞれの地域に最も適した障害者計画を策定することが重要である。

ついては、都道府県又は市町村の求めに応じて、市町村障害者計画に関して知識と経験を有する者（以下「市町村障害者計画策定アドバイザー」）を派遣し、具体的な指導、助言等を行うことにより、市町村障害者計画策定の促進を図るものである。

### 2 事業の実施

(1) 政策統括官（総合企画調整担当）は、次に定める者のうちから5名以内の者を市町村障害者計画策定アドバイザーとして選任する。

- ① 市町村障害者計画の策定に携わっていた者。
- ② ①以外の者で、市町村障害者計画の策定のアドバイスをを行うのにふさわしいと認められる者。

(2) 政策統括官（総合企画調整担当）は、都道府県又は市町村からの要請により、おおむね次の場合に市町村障害者計画策定アドバイザーを派遣するものとする。

- ① 市町村障害者計画未策定市町村より具体的なアドバイス等の依頼があった場合。
- ② 都道府県全体もしくは広域圏域内で市町村障害者計画策定促進等を目的とする会議等を開催する場合。

## 障害者プランの進捗状況（平成13年度末）

～ 当面緊急に整備すべき目標の進捗状況 ～

## 1. 住まいや働く場ないし活動の場の確保

(1) グループホーム・福祉ホーム

(2) 授産施設・福祉工場

(人分)

	目 標	プラン策定時	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
グループホーム ・ 福祉ホーム	20,000	5,347	—	9,077	10,740	12,913	15,423	18,788
授産施設・ 福祉工場	68,000	41,783	—	50,813	54,626	58,601	61,583	66,693

(3) 新たに整備する全ての公共賃貸住宅の長寿社会対応仕様化

(戸)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
新規公営住宅	約 41,000	約 26,000	約 33,000	約 32,000	約 27,000	約 28,000
新規公社賃貸住宅	約 3,100	約 2,300	約 2,800	約 2,300	約 1,900	約 1,800
新規公団賃貸住宅	約 13,000	約 13,000	約 10,000	約 12,000	約 11,000	約 10,000

注) 新規公営、新規公社賃貸分については11年度以降は実績見込み

(4) 小規模作業所における助成措置の状況

助成対象作業箇所数

(箇所)

	プラン策定時	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
身体障害者	517	685	798	855	912	972	972
知的障害者	494	647	760	816	873	933	933
精神障害者	400	563	686	748	810	880	880

助成措置の改善（平成8年度～）

補助要件の緩和 利用定員概ね10名以上 → 概ね5名以上

単価の改善 1箇所当たり1,000千円 → 1,100千円

注) なお、平成13年度から、小規模通所授産施設（定員10～19名）に対し、助成を行っている。

## 2. 地域における自立の支援

(1) 障害児の地域療育体制の整備

(箇所)

	目 標	プラン策定時	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
重症心身障害児 (者)等の通園事 業	1,300	307	346	393	458	517	582	640

(2) 全都道府県域における障害児療育拠点の整備

(箇所)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
療育拠点施設事業	3	9	11	15	17	20

## (3) 精神障害者の社会復帰の促進

(人分、個所)

	目 標	プラン策定時	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
生活訓練施設	6,000	1,660	2,580	3,073	3,579	4,089	4,499	4,933
社会適応訓練事業	5,000	3,770	3,397	3,537	3,542	3,652	3,897	3,880
精神科デイケア施設	1,000	372	471	658	758	864	968	1,087

注) 精神科デイケア施設の単位は個所で、13年度の数字は実績見込み

## (4) 障害者の総合的な相談・生活支援、障害児(者)の療育等支援、精神障害者の社会復帰を地域で支える事業(概ね人口30万人当たり各2個所)

(個所)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
市町村障害者生活支援事業	18	42	73	109	160	215
障害児(者)地域療育等支援事業	74	132	185	234	302	390
精神障害者地域生活支援センター	30	53	101	188	215	296

## (5) 障害者社会参加促進事業(概ね人口5万人規模を単位)

(個所)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
市町村障害者社会参加促進事業	103	163	219	258	387	445

## 3. 介護サービスの充実

## (1) 在宅サービス

(人分、個所)

	目 標	プラン策定時	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
訪問介護員派遣事業	専任	45,000人	—	—	4,618	8,954	15,154	31,773
	兼任	分上乘せ	—	—	24,199	33,692	24,874	6,200
短期入所生活介護事業	4,500	1,082	—	1,746	2,044	2,711	3,013	3,636
日帰り介護事業	1,000	501	—	598	679	793	918	1,052

日帰り介護事業の単位は個所

## (2) 施設サービス

(人分)

	目 標	プラン策定時	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
身体障害者療護施設	25,000	17,169	—	20,130	21,488	22,908	23,349	24,195
知的障害者更生施設	95,000	84,490	—	93,408	95,310	97,967	99,399	101,040

4. 障害者雇用の促進

第3セクターによる重度障害者雇用企業等の全都道府県域への設置 (県、企業)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
既設置都道府県域	21	22	22	22	22	22
操業企業	33	34	34	34	34	34

5. バリアフリー化の促進等

(1) 公共交通ターミナルのバリアフリー化

JR、大手民鉄、営団・公営地下鉄の整備状況 (駅)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
エレベーター	536 (478)	625 (558)	697 (616)	825 (734)	916 (809)	1,057 (927)
エスカレーター	1,052 (988)	1,128 (1,057)	1,204 (1,122)	1,308 (1,227)	1,349 (1,261)	1,397 (1,298)

注) ( ) は5m以上の段差があり、1日当たり乗降客5千人以上ある駅への設置数で内数。

各年度3月31日現在

(2) 全ての新設の官庁施設等(窓口業務関係)のバリアフリー化

(施設)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
スロープ、階段への両側手すり、高齢者・障害者対応エレベータ、視覚障害者誘導用ブロックの設置等	42	52	64	84	92	102

(3) 全てのSA、PA、「道の駅」における障害者用トイレ・駐車スペースの整備

(個所)

		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
障害者用トイレ	SA	103 (100%)	105 (100%)	106 (100%)	110 (100%)	115 (100%)	115 (100%)
	PA	276 (100%)	288 (100%)	296 (100%)	303 (100%)	306 (100%)	311 (100%)
	道の駅	324 ( 89%)	348 ( 89%)	455 ( 97%)	537 ( 97%)	599 ( 98%)	644 ( 99%)
障害者用駐車スペース	SA	103 (100%)	105 (100%)	106 (100%)	110 (100%)	115 (100%)	115 (100%)
	PA	275 ( 99%)	287 ( 99%)	295 ( 99%)	303 (100%)	306 (100%)	311 (100%)
	道の駅	208 ( 57%)	232 ( 59%)	380 ( 81%)	469 ( 85%)	527 ( 86%)	604 ( 93%)

注) 各年度3月31日現在

(4) 障害者からの緊急通報を受理するFAX110番を全都道府県に整備

全都道府県に設置済